

2022年11月1日

株式会社ジェイ・イー・ティ

代表取締役社長 房野 正幸

問合せ先： 取締役 問田 宗寿

0865-69-4080

証券コード：6228

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、監査役会設置会社を選択することで、取締役会による業務執行の監督と監査役による経営監視体制を構築しております。

また、取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、「指名報酬委員会」を設置しているほか、取締役7名中3名を社外取締役、監査役3名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
ZEUS CO., LTD.	1,850,000	98.14
房野 正幸	9,000	0.48
平井 洋行	6,800	0.36
増田 隆	5,500	0.29
HiCAP 3号投資事業有限責任組合	5,000	0.27
問田 宗寿	4,500	0.24
小野 保	2,500	0.13
今井 志郎	1,700	0.09

支配株主（親会社を除く）の有無	—
-----------------	---

親会社名	ZEUS Co., Ltd.
親会社の上場取引所	海外

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京証券取引所 TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引に際しては、会社法や職務権限規程等の社内規程に基づき取引条件を検討し、その上で取引を行うこととしております。また、監査役の監査対象とすることにより、適切な取引が行われているかを監視しております。

なお、親会社との取引を行う場合には、独立第三者間との取引条件等を勘案し適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を害することのないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社である ZEUS Co., Ltd. は当社の議決権の 98.14% を保有しております。当社は、ZEUS Co., Ltd. との事業の棲み分けがなされており、当社の経営判断において、親会社の承認を必要とする取引や業務等はなく、事業上の制約は特にありません。そのため、当社は上場会社として、親会社からの独立性は十分に確保されていると考えております。

また、当社は、親会社からの独立性を一層高める観点から、親会社グループと特別な関係がない社外取締役 3 名及び社外監査役 2 名を選任し、当該役員が独立した立場で適切な業務執行及び監督を行っております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田淵 裕久	他の会社の出身者													
小野 保	他の会社の出身者													
奥田 哲也	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

田渕 裕久	—	—	田渕裕久氏は、銀行員としてまた企業経営者としての豊富な知識、経験などを当社の経営に反映していただけるものと判断し、選任致しました。
小野 保	—	—	小野保氏は、上場企業の経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、客観的かつ公正な立場から経営全般の監視と有効な助言をしていただけるものと判断し、選任致しました。
奥田 哲也	—	—	奥田哲也氏は、長年にわたる弁護士としての経験と他社の社外監査役の実績を有することから専門知識と企業法務に関する豊富な知見により、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけるものと判断し、選任致しました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	—

補足説明

<p>取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として2022年11月に指名報酬委員会を設置し、取締役会から諮問を受けた取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に関する事項について、取締役会に答申を行います。</p> <p>指名報酬委員会の委員は、取締役会の決議により選定します。また、その独立性を確保するために委</p>
---

員の過半数は社外取締役から選定し、委員長は社外取締役である委員の中から委員会の決議により、選定することとしております。

また、当委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

2022年10月14日開催の取締役会において、次の社内取締役1名、社外取締役3名が当委員会の委員として選定されました。

提出日時点の委員は次の通りになります。

<委員>

- ・社外取締役 田渕 裕久
- ・社外取締役 小野 保
- ・社外取締役 奥田 哲也
- ・代表取締役社長 房野 正幸

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査部門、グループ会社の監査役および会計監査人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉川 龍男	他の会社の出身者													
寺尾 耕治	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
吉川 龍男	—	—	吉川龍男氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な知識、経験などを当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任致しました。
寺尾 耕治	—	—	寺尾耕治氏は、大手監査法人での公認会計士としての経験と他社の社外監査役の実績を有することから専門知識と企業会計に関する豊富な知見により、的確な監査が期待できると判断し、選任致しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

その他独立役員に関する事項

—
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、事業年度の業績に応じて、取締役にインセンティブとして決算賞与を支給することとしております。
---

ストックオプションの付与対象者	なし
-----------------	----

該当項目に関する補足説明

—
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額および対象となる役員の員数については、発行者情報で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役報酬は、当社の経営を担う優秀な人材の確保のため、職責に応じた公正かつ適正な額を定め、当社取締役求められる役割に見合った報酬水準とすることを基本方針とする。</p> <p>個人別の取締役報酬の決定に関する方針およびその決定方法等に関する事項は、以下のとおりとする。</p> <p>1. 取締役報酬の決定に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役報酬は、月額報酬、賞与および退職慰労金で構成し、すべて一定の基準に従い支給金額を定める固定報酬とする（月額報酬、賞与についてはあらかじめ年間支給金額を定める）。</li> </ul> <p>① 月額報酬、賞与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額報酬、賞与については、限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定する。</li> </ul> <p>② 退職慰労金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職慰労金については、株主総会で「役員退職慰労金支給規程」に定める一定の基準に従い支給することの決議を受けた上で、金額、時期、方法等については取締役会の決議により決定する。</li> </ul> <p>2. 取締役報酬の決定方法等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役報酬の支給については、「役員報酬規程」、「役員退職慰労金支給規程」に基づくものとし、また、取締役会は、取締役報酬について、指名報酬委員会に対して諮問し、その答申を受けることで決定手続きの公正性・透明性・客観性を確保する。</li> <li>・個人の具体的な支給金額、時期、方法等については、迅速かつ機動的に決定をするため、取締役会の決議を経て代表取締役社長に一任する。</li> <li>・代表取締役社長は、一任を受けた事項について、両規程に定める常勤・非常勤の別、役位・役割に応じて、指名報酬委員会の答申結果、経済社会環境、当社の事業環境、貢献度・責任等を勘案して決定する。</li> </ul>
---

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は総務部総務・人事課が、社外監査役は常勤監査役が、それぞれ補佐窓口となっております。
---

す。

取締役会の重要案件については、必要に応じて社外取締役や社外監査役に事前に説明しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 経営体制

当社は、現状、取締役会及び監査役会から構成される監査役会設置会社の方式を採用し、監査役会による経営の監督のもと、実効性のあるガバナンスを実現しております。

### (2) 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名、監査役3名の計10名、うち社外取締役3名、社外監査役2名により構成しております。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令や定款に定める事項について審議・決定する他、経営や業務執行の監視機能、牽制機能の整備・強化を行っております。

### (3) 指名報酬委員会

取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実に資するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

### (4) 社外取締役協議会

当社の社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換・認識共有をすること、ならびに、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について自由に議論するために社外取締役協議会を設置しております。

### (5) 常務会

取締役会に次ぐ重要会議である常務会は、常勤取締役4名、執行役員2名及び常勤監査役1名で構成しております。常務会は月1回開催し、業務執行に関する取締役会から委任された事項等の報告・検討を行っております。

### (6) 監査役監査

監査役は、取締役会等重要な会議への出席は勿論、原則、毎月1回の監査役会開催により、取締役の業務執行を監督しております。

### (7) 内部監査

当社グループでは、内部監査部門による法令やコンプライアンスの遵守と透明かつ効率的な経営の観点から業務執行状況の監査を行い、適宜改善や助言、提案を行っております。

### (8) 責任限定契約

当社は、社外取締役及び各監査役との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める賠償責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のように取締役会による業務執行の監督と監査役会による経営監視体制を構築しております。これにより、コンプライアンスの確保、適切なリスク管理、適時の情報開示による経営内容の透明性の確保とともに、効果的かつ効率的経営が確保できると考えており、企業統治が最も有効であると判断しているためです

なお、経営監視機能の強化と経営の客観性維持のため、企業経営等において豊富な経験を有した社外取締役を3名選任しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の2週間前までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算基準日が12月末日ということもあって、3月決算会社のような株主総会の集中開催日を意識した日程調整は想定しておりません。
電磁的方法による議決権の行使	現状では、電磁的方法による議決権の行使の採用は予定しておりません。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権の電子行使を可能とするための環境作り等につきましては、昨今のインターネットの急速な普及も踏まえ、東京証券取引所が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の研究を行う等、株主動向を注視しつつ議決権行使環境の向上を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料のホームページ掲載	発行者情報、決算短信等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	当社には、IRに関する専任部署は設けておりませんが、経営企画室と財務部、総務部が連携して、IR全般を担当いたします。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、全般的なステークホルダーの尊重について、コンプライアンス基本方針において定めております。また、企業理念として「お客様第一主義に徹し、強い会社・良い会社づくりに邁進し、人を大切に、社会貢献につとめてまいります。」と定め、クレドとして「— 未来をつくる6つの約束 — 精神・人・顧客・挑戦・迅速・技術」を掲げ、全社員がすべてのステークホルダーの立場を尊重する経営風土を醸成しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、環境への配慮について、コンプライアンス基本方針において以下の通り定めております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全が人類共通の課題であることを認識し、地球環境の保全と汚染予防に配慮した企業活動を行います。</li> <li>・職場環境を整備し、労働災害の発生防止に努め、従業員等の生命・身体・財</li> </ul>

	<p>産の危険の防止に努めます。</p> <p>また、地域社会への貢献として、防災・減災に役立てて頂く為に地方自治体への寄附を行っております。</p>
<p>ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定</p>	<p>当社では、ステークホルダーへの情報公開について、コンプライアンス基本方針において以下の通り定めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客、取引先、社員、株主等の全てのステークホルダーに対して、企業情報を積極的かつ公正に開示し、透明性の確保に努めます。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>—</p>

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

###### 内部統制基本方針

###### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業倫理・法令遵守を推進するため、取締役会直属の組織として社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設けるほか、必要な社内の体制を整備する。

(2) 取締役および使用人が遵守すべき具体的行動基準として「コンプライアンス基本方針」や「クレド」を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。

(3) 社内及び社外の第三者機関を通報窓口とした内部通報体制を構築し、組織的または個人的な法令や定款に違反する行為、またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

(4) 法令遵守の最重要事項のひとつである安全保障貿易管理について、「安全保障輸出管理規程」を制定し、「安全保障輸出管理委員会」を設置する。

(5) 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含めた当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を行い、問題点の把握、指摘及び改善活動を推進する。

###### 2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「取締役会規程」及び「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項および社長や担当役員等に委任される事項を規定する。

(2) 取締役会または社長が決定する重要事項について、協議機関として「常務会」を設置し、方針の審議、ないし実行の審議を行う。

(3) 「指名報酬委員会規程」を制定し、取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成し、その過半数を社外取締役とする「指名報酬委員会」を設置して、取締役、監査役及び執行役員の名指・報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高める。

###### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について、規程を整備し、適切に保存・管理する。

###### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針の下に、効率的かつ総合的に実施する。

(2) 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減および危機発生の未然防止に努めるため、取締役会直属の組織として社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設けて全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備する。

#### 5. 子会社における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役（董事・総経理）等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、重要な経営情報の当社への定期的な報告に関する規程を定めるほか、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を定期的開催する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受ける。

(3) 子会社の取締役（董事・総経理）等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を規程により定める。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行う。

(4) 子会社の取締役（董事・総経理）等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備するため、「コンプライアンス基本方針」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。同時に、子会社に対し、それぞれの所在国における法令やビジネス慣習、事業形態等を勘案した行動規範やガイドライン等の制定を求める。また、子会社の取締役（董事・総経理）等および使用人による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備することを指導する。

#### 6. 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

(1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の適用法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(2) 当社の各部門及び子会社は、その業務の遂行にあたり、業務分掌により牽制、モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

#### 7. 監査役への報告に関する体制およびその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役等、使用人および子会社の監査役（監事）は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

(2) 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。

(3) 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨を規程に定め、子会社に対し、同様の規程を制定するよう指導する。

#### 8. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の求めがある場合、職務を補助すべき専任の使用人を置く。当該使用人は、もっぱら監

査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会及びその他必要と認める重要な会議に出席する。
- (2) 監査役は、取締役や経営陣との面談、事業場や子会社への往査を定期的を実施する。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門から定期的に報告を受け、また意見交換を行う。
- (4) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社グループは「コンプライアンス基本方針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することと定めております。具体的には、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、不当要求等は断固として受け入れず、警察及び弁護士等の外部機関との連携のもと、組織として対応することを基本方針としております。

(2) 整備状況

当社グループは「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力の排除に関する最高責任者を社長とし、実際の業務における責任者を総務部長として、速やかに対応できる体制づくりをしております。尚、取引先選定や従業員採用の際には、外部調査機関により、対象社（者）が、反社会的勢力と関係が無いことを確認しております。また、警察、暴力団追放運動推進センター等の外部機関と連絡を密に情報収集に努め、不当要求等が発生した場合は外部機関と連携を取りながら対応することとしております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

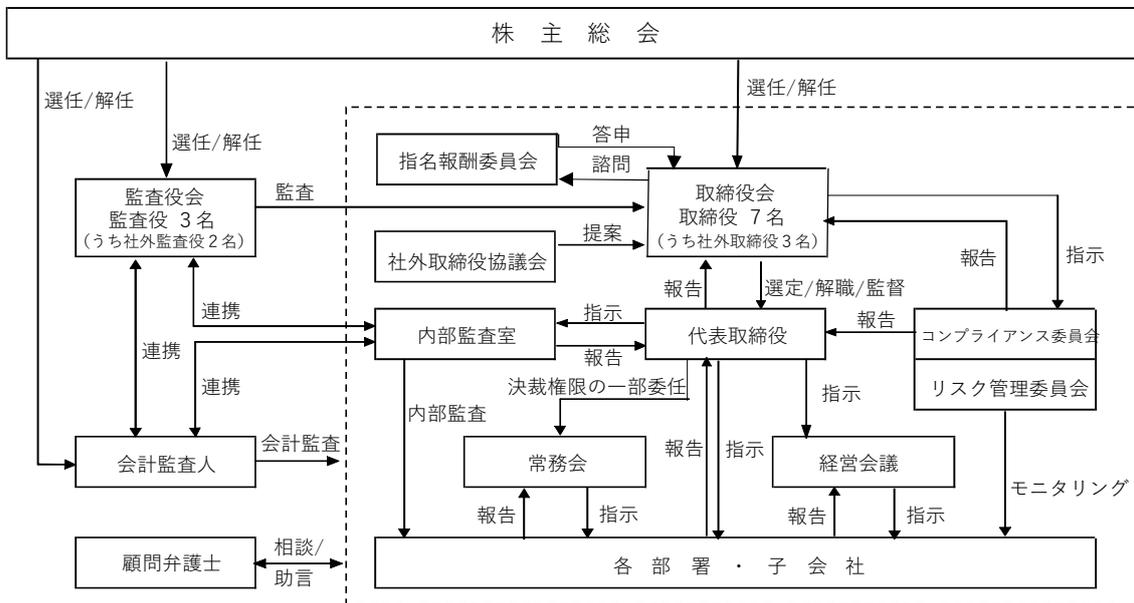
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

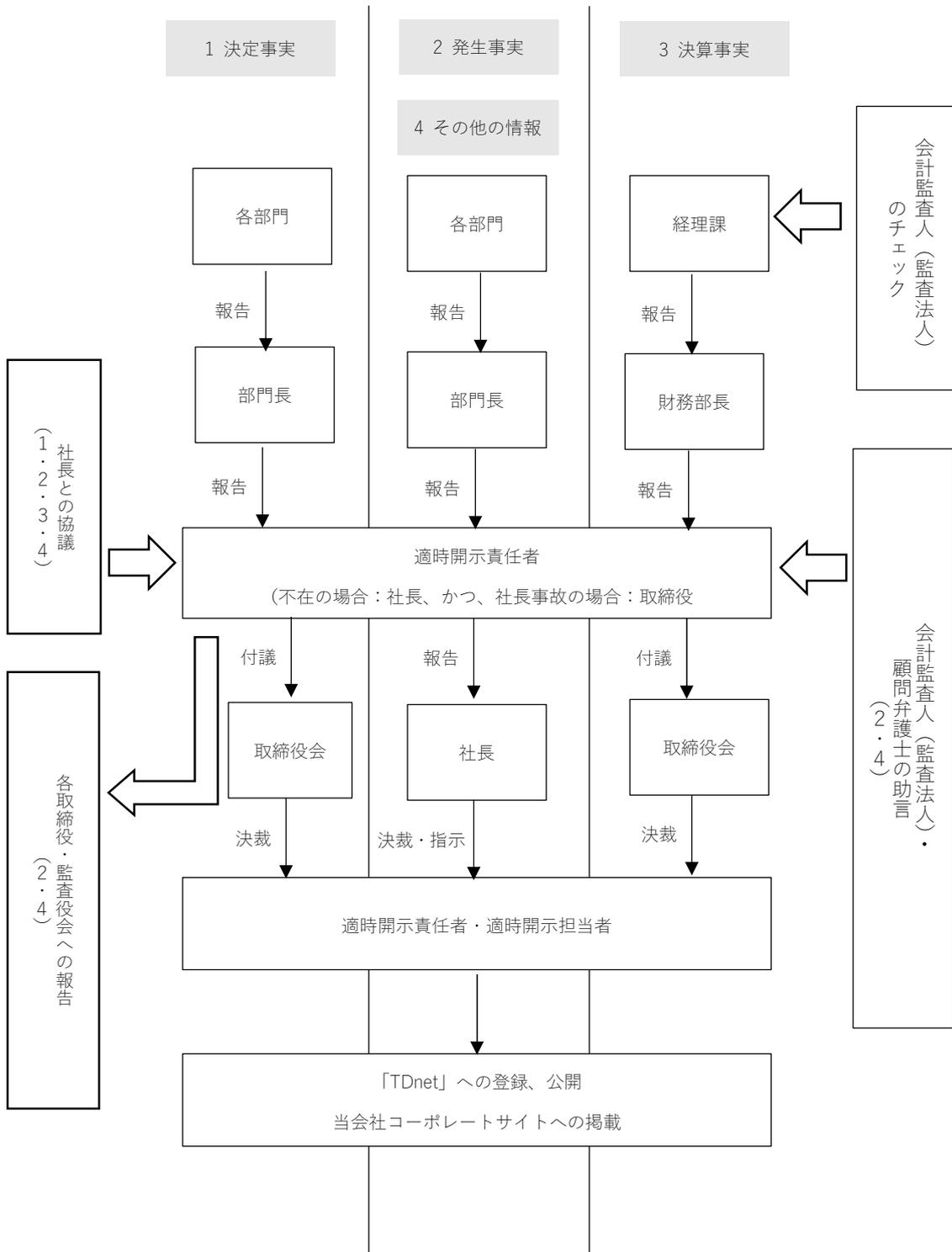
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

コーポレート・ガバナンス体制図



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上